

## 長田区スポーツ団体補助金交付要領

(目的)

第1条 この要領は、長田区スポーツ団体補助金交付要綱（以下「要綱」という。）に基づき、補助金交付事業を実施するために必要な事項を定める。

(補助金の交付を受ける団体の要件)

第2条 補助金の交付を受ける団体は、次の各号に掲げる要件を充たす団体で、神戸市長田区長（以下「区長」という。）が特に認めたものとする。

- (1) 会の目的、活動内容等を示した規約を有していること
- (2) 代表者及び副代表者等の代表機関を有していること
- (3) 長田区内に拠点を置き、長田区内で活動していること
- (4) 会計報告を行っていること
- (5) 営利を目的とせず、かつ営利的活動を行っていないこと
- (6) 当該補助対象事業について他に補助金が交付されていないこと
- (7) 継続して相当の長期にわたり、区民のスポーツ振興を目的とした区民への競技の普及に資する活動を行っていること（概ね、区民 50 人以上を対象とする大会を 5 年間以上にわたり年間 5 回以上行っていること）
- (8) 広く区民の健康と体力増進に資する活動を行っていること
- (9) 上記の要件のほか、長田区内で活動し、区長が適当と認める団体

(補則)

第3条 特に必要と認める場合は、この要領の規定に関わらず、区長の決裁をもって特別の措置をとることができる。

(附則)

この要領は、令和3年4月1日から施行する。